

国分寺市障害者虐待防止ネットワーク会議の概要について

1 目的・趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第 35 条（市町村における連携協力体制の整備）に基づき、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する各関係機関との連携協力体制（以下「障害者虐待防止ネットワーク」という。）を整備することを目的としています。

2 障害者虐待防止ネットワークの組織と所掌事項

代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議を総称して、国分寺市障害者虐待防止ネットワーク会議とします。（要綱第 4 条第 2 項）

（1）代表者会議（18 人の委員で組織。要綱第 5 条）

<設置目的>

要綱に規定する各関係機関との円滑な連携の確保と（2）に定める「実務者会議」が円滑に運営されるための環境整備を行う。

<所掌事項>

- ① ネットワーク会議の設置目的及び各機関の役割の確認に関すること。
- ② 障害者虐待防止ネットワーク全体の調整に関すること。
- ③ 実務者会議からの活動状況の報告及び評価に関すること。
- ④ その他市長が必要と認める事務

（2）実務者会議（23 人の委員で組織。要綱第 6 条）

<設置目的>

要綱に規定する各関係機関との連携を強化する。

<所掌事項>

- ① 障害者虐待に関する情報交換及び個別ケース会議で課題となったものの検討に関すること。
- ② 障害者虐待の防止を推進するための啓発活動に関すること。
- ③ ネットワーク会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
- ④ その他会長が必要と認める事務

(3) 個別ケース会議（障害福祉課長が必要と認める要綱に掲げる各関係機関及びその職員をもって組織。要綱第7条）

<設置目的>

(4) に定める「コアメンバー会議」の結果に基づき支援等の検討を行う。

<所掌事項>

要保護障害者等に対する具体的な支援等の検討に関すること。

(4) コアメンバー会議（市障害福祉課職員で組織。要綱第3条）

<設置目的>

障害者虐待に関する相談、通報等を受けた際に、対応方針等を決定する。

<所掌事項>

- ① 養護者による障害者虐待の有無に関すること。
- ② 要保護障害者における緊急性の判断及び対応方針の決定に関すること。